



2021年7月19日

各 位

株式会社ハニーズホールディングス
代表取締役社長 江尻 義久
(コード番号2792 東証一部)
取 締 役
問 合 せ 先 常務執行役員 佐藤 成展
管 理 本 部 長
電 話 番 号 0246-29-1111 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年7月19日付開催の当社取締役会において、2021年8月24日付開催予定の第43回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

新たに会長職を設置して経営体制の一層の強化と充実を図り、社長との代表取締役2名体制で当社グループの持続的成長と企業価値のさらなる向上を目指すため、現行定款第23条（代表取締役および役付取締役）の定めを変更するものであります。

あわせて、株主総会および取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第16条（招集権者および議長）ならびに現行定款第24条（取締役会の招集権者および議長）の定めを変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示す。)

現行定款	変更案
第1条～第15条 (省略)	第1条～第15条 (現行どおり)
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>
第17条～第22条 (省略)	第17条～第22条 (現行どおり)
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役社長</u>1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役<u>若干名</u>を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役会長および取締役社長を各1名</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>3 (省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>
第25条～第37条 (省略)	第25条～第37条 (現行どおり)

以上